

韓国農林畜産食品部プレス【2019年10月9日23時41分付け】

京畿道漣川郡新西面所在の豚農場への疑い畜申告アフリカ豚コレラ(ASF)確定 京畿道漣川郡地域に48時間、一時移動中止命令

[-http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbwFmcmEIMkY2OCUyRjMyMTYxNiUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRg%3D%3D](http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbwFmcmEIMkY2OCUyRjMyMTYxNiUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRg%3D%3D)

以下、機械翻訳などによる仮訳

【本文】

農林畜産食品部(長官キム・ヒョンス、以下「農食品部」)は、10月9日(水)、京畿北部の重点管理地域内に位置する京畿道漣川郡新西面所在の豚農場(約4,000頭飼育)の疑い畜申告の件に対する精密検査の結果、今日(10月9日)アフリカ豚コレラ(以下「ASF」)で確認されたと明らかにした。

*農場の現状:外国人労働者あり(ネパール4人)、残飯給与なし、フェンス設置
(半径500m内)該当申告農場のみ/(500m~3キロ内)3か所約4,120頭

農食品部は、該当農場から感染の疑いがあるとの通報が寄せられた直後から、現場に初動防疫チームを緊急投入し、人や家畜、車両などに対する移動統制、消毒などの緊急防疫措置を取ってきた。

ASFと確認されたことにより発生農場と半径3キロ内の豚農場3か所約4,120頭については予防的殺処分措置をする計画であり発生原因を把握するために疫学調査を進めている。

あわせて本日(10月9日)23時10分から11日(金)23時10分まで48時間の間に京畿道漣川郡地域を対象に一時移動中止命令(Standstill)を発令した。

※一時移動中止命令に違反した者は「家畜伝染病予防法」第57条により1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金処分

一時移動中止期間中、京畿道漣川郡地域内の豚農場と畜産関連施設及び車両は洗浄、掃除及び一斉消毒を実施する。

ただし、漣川郡地域内で施行中の豚の買い上げと殺処分の早期完了のため、と畜場の出荷などのための家畜運搬車両の移動は今回、一時移動中止命令の対象から外すことにした。

農食品部は、畜産農家や畜産関係者に対し、農場や関連施設に対する洗浄、掃除、消毒など、より徹底した防疫措置の履行や綿密な臨床観察を通じて、疑いの種が発見された場合、速やかに届け出るよう要請した。

(以上)